

## 社会福祉法人さくら福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人さくら福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 ここでいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の報酬交通費等)

第3条 この法人は、役員に対して報酬を支給しない。

2 理事及び監事が理事会に出席したときは、交通費として5,000円を支給する。

(評議員会の報酬交通費等)

第3条 この法人は、評議員に対して報酬を支給しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、交通費として5,000円を支給する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。